

1. 研究倫理の確立

i) 研究不正行為

- ・捏造 (fabrication)、改竄 (falsification)、盗用・剽窃 (plagiarism) の防止

ii) インフォームド・コンセント (informed consent)、個人情報の保護

- ・「被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて与える、被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意をいう」(厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」)

↓

- ・聞き取り調査、史料調査等においては、協力者に十分な説明をおこなう (情報 ; information)
- ・上記協力者の同意を得 (理解 ; comprehension)、自由意思を尊重する (自発性 ; voluntariness)
- ・彼らの個人情報についてはそれを保護し、十分配慮する

iii) オーサーシップ (authorship)

- ・論文の著者として名前を表示されること
- ・著者としての資格がないのに名前が表示されるギフト・オーサーシップ (gift authorship)、逆に著者としての資格がありながら、著者としてクレジットされないゴースト・オーサーシップ (ghost authorship) などは立派な研究不正のひとつ

↓

- ・共同研究等で成果をあげたにもかかわらず、クレジットされないような場合は、大学内・組織内のしかるべき機関に訴えること

iv) 利益相反 (conflict of interest)、守秘義務 (confidentiality obligation)

- ・研究者がベンチャー企業などを起こした場合、情報・技術を独占して利益を得ようとする個人 (研究者、企業経営者) のあり方と、社会全体に奉仕すべき組織人 (大学人、大学研究) のあり方が互いに相反して衝突が生じることがあり、個人の利益を優先してしまうこと (利益相反)
- ・研究者が外部組織と研究上の関係をもち、そこでの成果を自分の研究成果に流用したり、経済的な利益を得ることによって、研究上の客観性が毀損されるようなこと (守秘義務)
- ・出版社などのアルバイト先で得られた情報を、何の断りもなく論文化することも含まれる

↓

- ・外部組織や共同研究で得られた知見、聞き取り調査で得られた個人情報などは、相手の同意なしに公表してはならない

※大学院生は研究者の卵であり、活字論文を出せば研究者のひとりとして扱われる。もはや学生だから、大学院生だからという甘えは許されない。みなさんは今後、研究者としての自覚をもたなければならぬ。

2. 論文作成上の諸注意

i) 出典の明示 (注記)

著者名「論文名」(『雑誌名』120-10、2020年)

著者名「論文名」(『著書名』所収、出版社名、2022年、初出は2020年)

「この点については、〇〇氏のご教示を得た」

ii) 孫引き (second hand citation) の禁止

直接原典(原資料・原本)から引用するのではなく、ある研究者が引用した文章・資料を、原典にあらずに二次的に引用すること(引用間違いをそのまま引用する可能性がある)

iii) 二重投稿 (duplicate submission) の禁止

既発表の論文等を別の雑誌などに注釈なしで投稿すること(他言語の雑誌等への投稿も控える)

→「本稿は『外国の雑誌名』(2015年)で発表した論文を転載したものである」

※最近では、自説に都合のよい先行研究のみを引用し、研究史の整理が不十分な論文が存在する

→自説とは異なる見解を批判・克服するのが論文(異見を積極的に引用し、批判すべき)

3. 生成AI利用上の注意

- ・社会科学(法学、経済学)の分野では、データ処理などにおいて生成AIはなくてはならないものになりつつあり、人文科学(神道学・宗教学、文学、歴史学)の分野においても、先行研究の所在などで活用される機会が増えている
- ・利用にあたっての3原則(研究倫理と同じ)
 - a) **主体性**; 自己責任での利用→不正行為の防止(1-i)
 - b) **透明性**; 引用論文などの提示→不正行為の防止(1-i)、出典の明示(2-i)
 - c) **安全性**; 機密情報・個人情報の不記載→インフォームド・コンセント(1-ii)、守秘義務(1-iv)

4. ハラスメント防止

- ・現在、パワーハラスメント(power harassment)、セクシャルハラスメント(sexual harassment)、アカデミックハラスメント(academic harassment)など、さまざまなハラスメントが問題になっているが、大学院生はその被害者になるとともに、**加害者にもなり得る**ことを自覚してほしい
↓
- ・学問の世界はとても狭く、先輩-後輩関係、男性-女性関係、大学院生(TA等)-学部生関係などにおいて、無自覚に、あるいは善意を装いながら、相手の気持ちを考慮せずに**一方的な強要・強制**を押しつけるケースがある
- ・恋愛感情を厚意・善意の名の下に隠蔽し、自己の感情を一方的に相手に押しつけながらも、自分が迷惑行為を犯していることを自覚せず、指摘されても認めようとしないケースもみられる

※日本学術振興会の研究倫理 e-Learning の受講 **(必須)**

- ・学内の奨学金受領資格を失うので、期日までに必ず受講してください
- ・User ID や password は、4月2日(木)、遅くとも4日(土)までには各自の●●●@kokugakuin.ac.jp

アドレスに日本学術振興会から案内が届くので、それをよく読んで、確認後に受講してください

- URL ; <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

